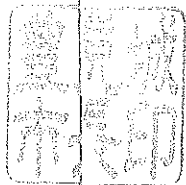


# 災害時におけるLPガス供給に関する協定書



豊見城市



一般社団法人沖縄県高圧ガス保安協会LPガス部会



## 災害時におけるLPガスの供給に関する協定書

豊見城市（以下「甲」という。）と一般社団法人沖縄県高圧ガス保安協会LPガス部会（以下「乙」という。）とは、地震、風水害、その他の原因による大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、LPガスの円滑な供給を図るため、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害時に甲と乙が相互に協力し、被災した市民等に対して行うLPガスの供給に関する協力事項を定めることにより、迅速かつ的確な支援活動を遂行して市民生活の安定に寄与することを目的とする。

### （定義）

第2条 この協定において、「LPガスの供給」とは、災害時における公共施設などの避難所、災害時拠点病院等に、LPガスを供給するため必要な器具類及び配管並びに容器等（以下「LPガス設備等」という。）を運搬、配置及び点検してLPガスを供給することをいう。

### （協力要請）

- 第3条 甲は、災害時において避難所等へのLPガスの供給を必要と認めるときは、乙に対し、LPガスの供給について協力を要請することができる。
- 2 前項に規定する要請は、原則として文書（別紙1）によるものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。
  - 3 要請の経路は、（別表1）のとおりとする。

### （協力事項の発動）

第4条 この協定に定める協力事項は、原則として甲が豊見城市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

### （協力実施及び協力体制の整備）

- 第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、速やかに適切なLPガスの供給ができるよう積極的に協力するものとする。
- 2 甲はLPガスを必要とする施設の中で、災害時にLPガスの供給の緊急度が高い施設の所在を明確にし、供給の優先順位をあらかじめ定めておくものとする。
  - 3 甲は災害時における道路遮断などの交通状況等も考慮し、日頃から避難所等におけるLPガス等の燃料の備蓄に配慮するものとする。

(LPガス等設備の運搬、設置及び点検)

第6条 LPガス等設備の運搬、設置及び点検は、乙の指定するものが行うものとする。また、乙は必要に応じて甲に対して設置及び点検について協力を求めることができるものとする。

(設置の確認等)

第7条 乙は、乙が指定するものが、甲が指定した場所にLPガス等設備の設置及び点検が終了し、供給を開始したときは、乙が指定するものからの報告を受けた後に、速やかに文書(別紙2)により甲へ報告するものとする。

2 甲は要請を行った設置場所に職員を派遣し、LPガス等設備の設置及び点検結果を確認するものとする。ただし、甲が設置場所に職員を派遣できない場合は、甲が指定するものが職員に代わって確認を行うものとする。

(費用等の負担)

第8条 第6条の規定によるLPガスの供給に要する費用の負担区分は、原則として(別表2)のとおりとする。

2 前項の規定により甲が負担すべき費用の価格は、平常時の適正な価格を基準として甲、乙協議のうえ決定するものとする。

(協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

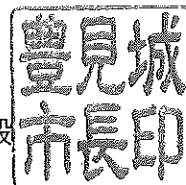
(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を発し、甲乙いずれかから、この協定を終了する旨の申出がない限り継続するものとする。

上記協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年5月31日

甲 豊見城市字翁長854番地1  
豊見城市長 宜保 晴毅



乙 那覇市字小緑1831番地沖縄産業支援センター  
一般社団法人 沖縄県高圧ガス保安協会LPガス部会  
部会長 渡口 彦則



(別紙1)

## LPガス供給要請書

項目	内容
供給場所	
供給要請するLPガス設備の内訳及び数	LPガス設備 ①炊事用具一式 ( 人分用) コンロ 大型煮炊き用釜 大型ガス炊飯器 ②給湯器具一式 ( 人分用) ③発電機(小型) ( 台) ④その他
現地供給開始 希望日時	
現地供給確認者名 その他	・現地における設置確認者所属及び氏名 所属 ( ) 氏名 ( ) ・その他の連絡事項

\* 容器の設置本数その他供給に必要な設備については使用機器の数等に  
応じて供給業者が判断すること。

上記のとおり要請します。

年 月 日

豊見城市長

一般社団法人 沖縄県高圧ガス保安協会 LPガス部会長 様  
FAX番号 098-858-9564

(別紙2)

## L P ガ ス 供 給 開 始 報 告 書

項 目	内 容
供 給 場 所	
設置したLPガス設備の内訳及び数	LPガス設備 ①炊事用具一式 ( 人分用) コンロ 大型煮炊き用釜 大型ガス炊飯器 ②給湯器具一式 ( 人分用) ③発電機(小型) ( 台) ④その他
現地供給開始日時	
供給業者名 その他	・現地にLPガス設備を設置・供給・点検したガス事業者 事業者名 ( ) 担当者名 ( ) ・現地における設置確認者所属及び氏名(市側) 所属 ( ) 氏名 ( ) ・その他の連絡事項等

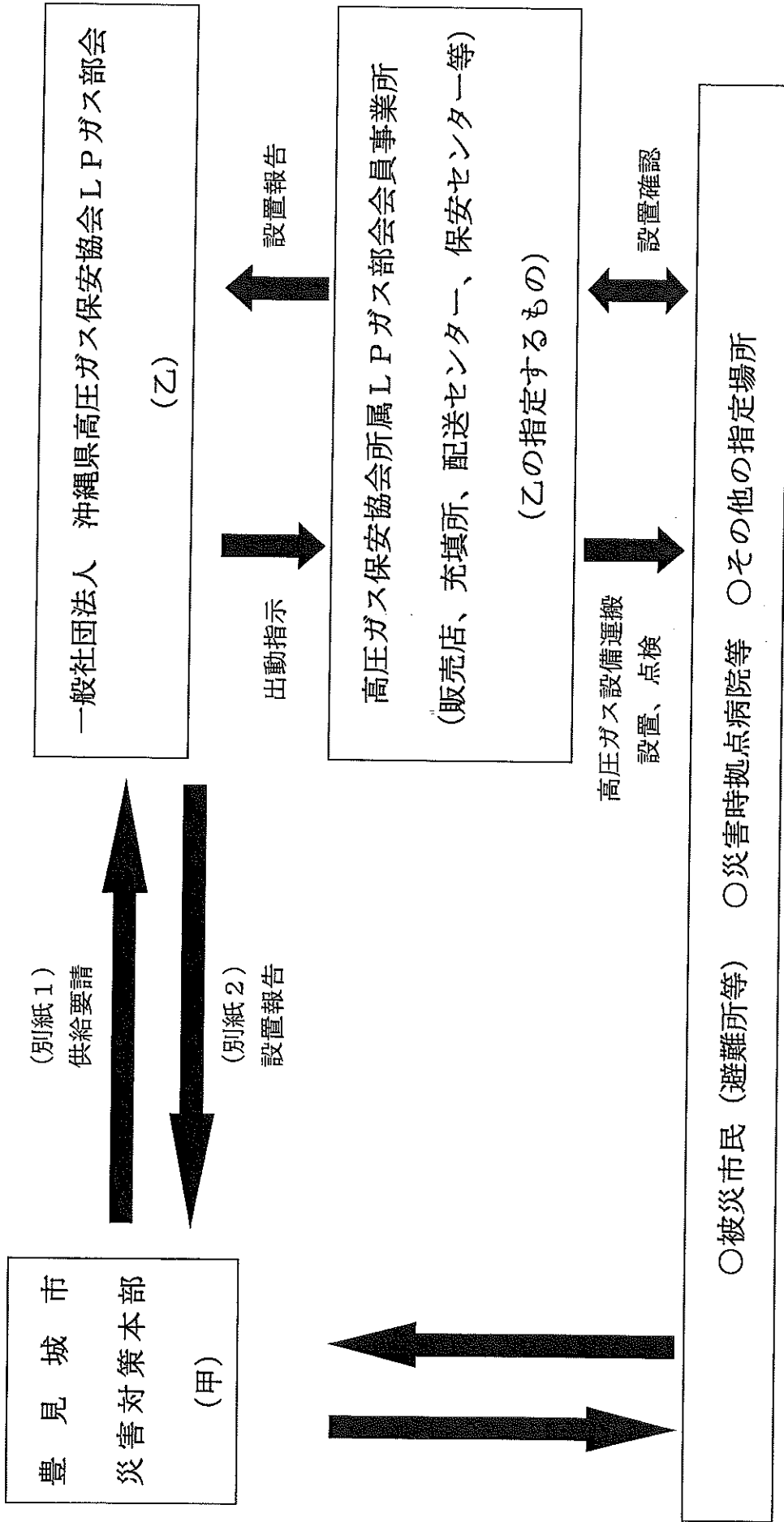
上記のとおり報告します。

年 月 日

一般社団法人 沖縄県高圧ガス保安協会 LPガス部会長

豊見城市長 様

(別表 1) 供給要請の経路



(別表2) 費用等の負担

負担区分	内 訳
甲 (豊見城市) が負担するもの	(1) LPガス及び設備の運搬設置に要する費用 (2) LPガス等代金
乙 (一般社団法人沖縄県高圧ガス保安協会 LPガス部会) が負担するもの	(1) LPガス設備費 (2) LPガス設備設置工事、点検費